

仕 様 書

公益財団法人 東京観光財団

1 件名

平成 31 年度「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係る 360° VR (Virtual Reality) 動画制作と広告配信業務委託

2 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 (2020 年) 3 月 31 日まで

3 事業目的

東京都では、2020 年と更にその先を見据え、東京を訪れた外国人個人旅行者が北陸地域を訪れるよう、東京都と地方自治体双方の強みを生かした東京を起点とする観光ルートを設定し、新たな魅力を国内外に広く発信するため、北陸 4 県 (新潟、富山、石川、福井)、航空・鉄道事業者と「東京と北陸地域の連携による外国人旅行者誘致推進協議会」を組織し、東京と連携先地域双方への外国人旅行者誘致促進を図っている。

今回、平成 30 年に開設した Web サイト「HOKURIKU × TOKYO」(<https://www.hokurikuandtokyo.org/> 以下、「北陸サイト」という。)のコンテンツの充実及び認知向上、ビジター数増を図るべく、東京と北陸地域双方に連動性のあるテーマのもと、360° 動画が撮影可能な全方位カメラや超高精細撮影機材等を使用し、映像を見ている人があたかも旅しているかのような臨場感・没入感のある VR (Virtual Reality) 映像コンテンツを作成する。また、作成した映像の視聴を広く促すため、広告配信業務を行う。

4 委託内容

(1) 全般について

- ア 東京都及び北陸地域に対する外国人個人旅行者の認知及び来訪割合等、インバウンドの現況を十分に踏まえた上で事業を遂行すること。
- イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団 (以下、「TCVB」という。)の承認を得ること。
制作した映像の確認については余裕を持ってスケジュールを組むこと。
- ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- エ 事業完了後、速やかに報告書 (5 完了報告と契約代金の支払いについて (2) イ 参照) を作成し、TCVB に提出すること。
- オ 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

(2) 360° 動画の制作業務

ア 「3 事業目的」を踏まえた映像を制作すること。その上で、360° 全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）等、VR 映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫すること。

イ 制作動画

- (ア) 動画 1 本あたり、東京+北陸各県、テーマ性を持った組み合わせとすること。テーマ等に応じて東京+北陸複数県を組み合わせる方が事業目的に照らしより効果的である場合には、その根拠を示し、TCVB と協議の上実施すること。
- (イ) 東京と北陸各県の魅力が際立つテーマとすること（季節、祭り、食、体験等）。
- (ウ) 北陸サイトで紹介している都内・各県の観光スポットでの撮影を基本とするが、掲載のない場所での撮影も妨げない。
- (エ) 東京から北陸地域への移動について、航空・鉄道事業者との連携を踏まえ、視聴者がイメージできるシーンを含めること。
- (オ) 制作本数は、10 本以上とすること。各自治体の制作本数は可能な限り公平にすること。
- (カ) ダイジェスト版を効果的な配信に必要な本数を想定し制作及び編集すること。
- (キ) 動画タイトル等は、英語で対応すること。字幕やナレーション等は用いないものとするが、利用したほうが事業目的に照らしより効果的と思われる場合は、TCVB と協議の上、対応言語等を決定すること。地名などの表記ルールについては、TCVB の指示に従うこと。
- (ク) 動画再生時間はテーマや撮影する素材により異なって構わない。その動画に最適な再生時間を設定し、TCVB と協議の上決定すること。
- (ケ) 制作した動画は、別事業で制作する Web サイトに設置予定の動画ページにアップするため、当該 Web サイト受託事業者と連携し速やかに対応すること。アップに係る費用は Web サイト受託事業者が負担するが、調整に係る費用は当委託費用に含まれる。

ウ その他経費等

- (ア) 撮影や編集に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、各種データ費等）は、全て事業費に含む。
- (イ) 撮影にあたっては 360° 動画の撮影に適しているか、最適な時期に撮影許可がおりるか等を事前に調査を行い、TCVB と協議の上撮影場所を決定すること。撮影及び動画配信の事前許可取得にかかる費用は受託者が負担すること。
- (ウ) 東京都が発信するプレスリリース制作のため、掲載する画像や写真を都度提供すること。一部加工する必要がある場合は、協議の上対応すること。
- (エ) 制作した動画に関する協議を関係機関と実施できるよう、ノート PC 等 1 台及び Wi-Fi などの通信機器等を調達し、当該委託期間中、TCVB に貸し出しを行うこと。なお、貸し出しに係る一切の経費（PC レンタル費、Wi-Fi 機器レンタル費、通信費等）は、全て事業費に含む。

(3) 動画サイト等への投稿及び広告配信

ア 業務内容

- (ア) 上記4(2)にて制作した動画を、YouTube等、360°動画の投稿が可能で、発信力・影響力のある動画サイトにて広告配信すること。
- (イ) 上記(ア)について、視聴目標回数等を想定のうえ、「TrueView インストリーム広告」等の動画広告を実施すること。
また、動画広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

イ 広告配信ターゲット

ターゲットについては、東京と北陸地域双方への外国人による個人旅行者誘致が期待できる国、地域、属性(嗜好)等を調査し、TCVBと協議の上決定すること。

ウ 広告配信時期

動画完成後、順次平成32年(2020年)3月31日までの期間中、制作した各動画を最適な動画配信時期に配信すること。
広告配信スケジュールを策定すること。また年度末頃のスケジュール策定にあたっては、広告配信にかかる日数などから逆算して映像の納品をすること。

(4) 海外有力 Web メディア等を活用した情報拡散

海外有力 Web メディア、ブロガー、海外で利用される掲示板等複数の媒体を通じて、制作した動画がターゲットとする国・地域の多数の外国人の視聴につながるよう PR 等を行い、動画視聴へ誘導すること。

(5) 効果測定および報告

ア 効果測定

上記4(3)(4)の業務について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性(年齢、地域、特性等)等分析数値等を毎月報告すること。また、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策をTCVBと協議し実施すること。

イ 制作した全動画合計で300万回視聴数以上を目標とすること。

ウ 上記アについて、東京と北陸地域の認知、関心、旅行意欲の向上へ与えた影響について調査を実施し、その内容を報告書にまとめ、提出すること。

エ 映像を投稿した動画サイト等へ書きこまれた一般のコメント等について、主だったものをTCVBへ報告すること。

オ 動画サイトへ投稿した映像等が悪用され、公序良俗に反したwebページなどに掲載されているのを発見した際には、速やかにTCVBへ報告すること。

5 完了報告と契約代金の支払いについて

- (1) 契約代金の支払いは下記業務内容の完了と提出物等の提出後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

業務内容

内容	提出物等	請求範囲
360° 動画の制作 動画サイトへの投稿 動画サイトの広告配信 情報拡散 効果測定、分析及び対策	・ 委託完了届 ・ 実施報告書 ・ 本事業効果測定書（月例） ・ 本事業効果測定書（年度版） ・ 動画データ 5 部	4(1)(2)(3)(4)(5)に係る業務範囲

(2) 提出物の形式等

ア 委託完了届

別紙 1 「委託完了届」参照のこと。

イ 実施報告書

A4 版縦、横書きカラー

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

ウ 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

エ 動画データ

今後海外でも利用できるデータ形式及び PC で再生できる形式で制作した動画を DVD 等の電子媒体にまとめ 5 部提出すること。

6 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

7 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、音楽、出演モデルその他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「6 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

別紙2 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。
- (4) 本事業の委託者は公益財団法人東京観光財団であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。
- (6) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本事業は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成31年度東京観光財団収支予算が平成31年3月31日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。